

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 保険証（被保険者証）の一斉更新について～

新しい保険証に変わります

現在ご使用の保険証の有効期限は、平成23年7月31日をもって満了となります。7月25日より新しい保険証を交付しますので、印鑑とこれまでご使用になった保険証をご持参の上、役場保健福祉課後期高齢者医療担当窓口までお越し下さい。

- ・新しい保険証の有効期限は、平成25年7月31日までです。
- ・紛失したときや汚れたときは、再交付しますので、役場後期高齢者医療担当窓口までお申し出ください。
- ・今回から、裏面に臓器提供に関する意思表示欄があります。



後期高齢者医療保険証の色は黄色です

医療機関での窓口負担（一部負担金）の割合

医療機関での窓口負担の割合は、前年の所得により1割（一般）と3割（現役並み所得者）に分かれます。

『一般』の方

窓口負担 1割

『現役並み所得者』の方

窓口負担 3割

- ・「現役並み所得者」について
「現役並み所得者とは、所得の基準①を超える場合を言います。

1 所得の基準	住民税課税所得	145万円
---------	---------	-------

ただし、収入額が②のいずれかの金額未満の場合は、市町村窓口へ申請し認定を受けると、原則申請の翌月1日から1割負担になります。

2 収入の基準	被保険者が1人の世帯（当該被保険者の収入額）	383万円
	被保険者が1人で、同一世帯に70歳～74歳の方がいる世帯（当該夫保険者及び同一世帯に属する70歳～74歳の方の合計収入額）	520万円
	被保険者が複数の世帯（同一世帯の被保険者の合計収入額）	520万円

- ・医療機関へのお支払いが困難な場合

災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、医療機関へのお支払いが困難な方については、一時的・臨時的に窓口負担の減免を受けられる場合があります。

医療機関へのお支払いが困難な場合は、役場後期高齢者医療担当へご相談を！

減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）も新しくなります

現在ご使用の減額認定証の有効期限が平成23年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

8月以降も減額認定証が適用となる方には、新しい保険証と一緒に交付しますので、8月1日以降は新しい認定証をご利用ください。有効期限が保険証と異なりますのでご注意ください。

減額認定証の交付対象となるのは、次の区分Ⅰ、または区分Ⅱに該当する方です。

区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税である方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員の所得が0円の方（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方） ・老齢福祉年金が受給されている方

減額認定証の色はオレンジ色です



医療機関でのお支払いについて

・高額療養費

1ヶ月の医療費が自己負担限度額を超えた場合、その超えた額を支給します。

区分	1ヶ月の自己負担限度額	
	①外来【個人単位】	②外来+入院【世帯単位】
現役並み所得者	44,400円	80,100円 + 1% (44,400円)
一般	12,000円	44,400円
減額認定証 交付対象者	区分Ⅱ	24,600円
	区分Ⅰ	15,000円

- ・1%とは、一定の限度額を超えた医療費（医療費総額 - 267,000円）の1%を表します。
- ・（ ）内の金額は、過去12ヶ月に3回以上、高額療養費の支給を受け、4回目以降の支給に該当した場合の自己負担限度額です。

・入院したときの食事代など

入院時には医療費の自己負担額のほか、食事代等の一部（標準負担額）をお支払いいただきます。

区分	食事療養標準負担額 （療養床以外に入院された方）		生活療養標準負担額 （療養病床に入院された方）	
	食事代	食事代	居住費	
現役並み所得者・一般	1食につき260円	1食につき460円	1日につき320円	
減額認定証 交付対象者	90日までの入院	1食につき210円		
	過去12ヶ月で90日を超える入院	1食につき160円	1食につき100円	0円
	区分Ⅱ	年金受給額が80万円以下の方		
区分Ⅰ	老齢福祉年金を受給している方	1食につき100円		

・高額介護合算療養費

同じ世帯の被保険者が1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えた場合、その超えた額が後期高齢者医療制度及び介護保険から支給されます。

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合
札幌市中央区南2丁目14丁目国保会館6階
☎ 011 - 290 - 5601

津別町役場保健福祉課
後期高齢者医療担当 ⑥番窓口
☎0152 - 76 - 2151（内線229）



一部の医療機関では420円です。